

計画策定の目的と位置付け

■策定の目的

隠岐の島町では、平成26年度に「隠岐の島町子ども・子育て支援事業計画（第1期計画）」を、令和元年度に「第2期隠岐の島町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育の量的・質的確保と地域における子育て支援の充実を図ってきました。

しかしながら、依然として子ども・子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化、また子育て世帯の暮らしのあり方の多様化が進展する中、子育て世帯のニーズに合致した教育・保育の受け皿確保や子育て支援のより一層の充実が求められています。

隠岐の島町の子どもとその親が、いつまでもこの地で幸せに暮らし続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的かつ確実に推進していくことを目的に「第3期隠岐の島町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

■計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき定める教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画であり、年度ごとの教育・保育サービス及び地域子育て支援事業の量の見込みと確保の方策を定める計画です。

また「第2次隠岐の島町総合振興計画」を上位計画とし、「隠岐の島町総合保健福祉計画」（平成28年策定）に位置づけられていた「次世代育成支援行動計画」を引き継いで内包する計画とし、関係する諸計画と整合・連携を図り策定します。

■計画の期間と検証

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として策定します。

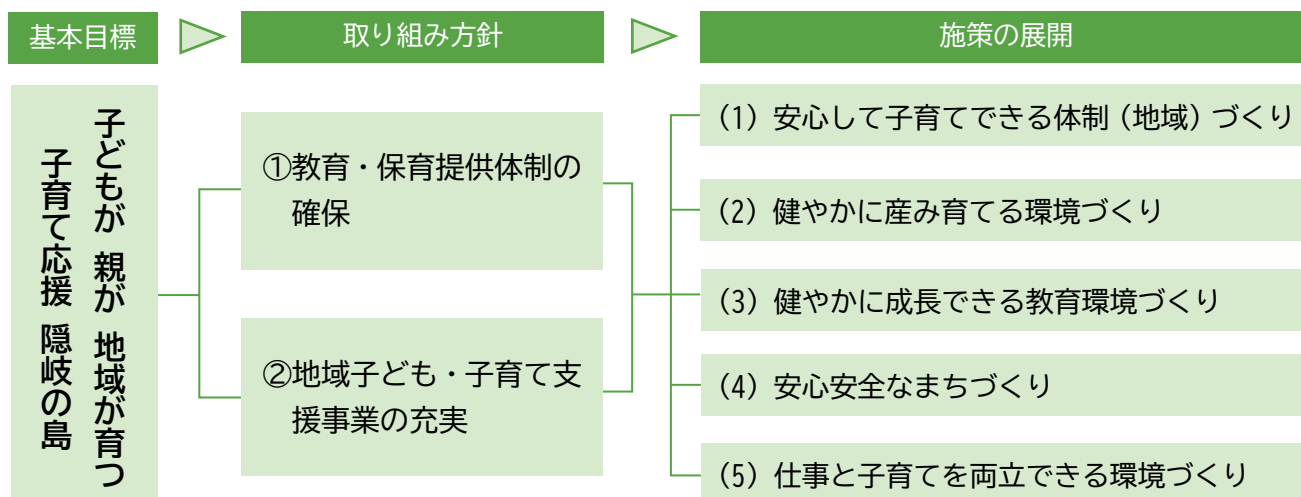
なお、本計画の進捗状況については、隠岐の島町子ども・子育て会議において毎年度検証を行うとともに、必要に応じて事業計画の見直しを行います。

■計画の対象

本計画は、本町に在住する妊婦、概ね18歳までの子ども及びその家庭、地域、事業所、関係機関、行政等、子ども・子育てに関わる全ての個人及び団体を対象とします。

計画の基本方針

子育てについての第一義的な責任は、父母及びその他保護者が有するという基本的認識に基づいた上で、身近な地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、いわゆる「親育ち」の過程を支援し、「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すことを基本理念とします。



子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法の規定に基づき、教育・保育の提供区域を設定した上で、令和7年度から令和11年度までの5年間の「量の見込み」とそれに対する「確保方策」を定めます。

また、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、本町条例及び要綱に基づく公正かつ適正な支給はもとより、制度の周知についても積極的に取り組みます。

■教育・保育の提供区域

本町では、地理的に条件や人口、交通事情その他の社会条件、現在の教育・保育の利用状況や保育所等の整備状況等を総合的に勘案し、「町全域」を1区域として教育・保育提供区域に定めます。

■教育・保育施設等の量の見込みと確保方策

〔認定区分〕

認定区分	対象年齢	内 容	利用施設
1号認定	3～5歳	教育を希望し、保育の必要がない場合	幼稚園 認定こども園(教育)
2号認定①	3～5歳	保育の必要な事由に該当するが、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園(教育)
2号認定②	3～5歳	保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園(保育)
3号認定	0～2歳	保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園(保育) 特定地域型保育事業※

※特定地域型保育事業は本町での該当はありません

〔見込み量と確保方策〕

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	見込み量	6人	6人	6人	5人	5人
	確保方策	20人	20人	20人	20人	20人
2号認定①	見込み量	0人	0人	0人	0人	0人
	確保方策	0人	0人	0人	0人	0人
2号認定②	見込み量	227人	230人	217人	202人	201人
	確保方策	286人	286人	286人	286人	286人
3号認定	見込み量	206人	201人	198人	198人	198人
	確保方策	214人	214人	214人	214人	214人

■教育・保育の一体的提供及びその推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及

保護者のニーズやその変化、事業者の意向等をふまえ、「保育所等から認定こども園への移行」や「他類型認定こども園から幼保連携型認定こども園への移行」について、必要に応じ検討及び事業者への支援を行います。

(2) 教育・保育の質の確保及びその向上

質の高い教育・保育を切れ目なく提供できるよう、保育士に限らず教育・保育施設で働く全ての職員を対象として、資質向上のために必要な研修の機会を確保します。

また、運営主体や事業種類の違いによって教育・保育の質に差が生じることがないように、各施設の状況の共有や合同研修等により、施設相互の連携強化に取り組みます。

(3) 教育・保育施設と小学校等との連携

教育・保育施設から小学校等への円滑な接続を行うため、各校区において、行事への相互参加等による交流活動を行います。

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

〔見込み量と確保方策〕

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
(1)利用者支援事業	見込み量	箇所	1	1	1	1	1	
	確保方策	箇所	1	1	1	1	1	
(2)時間外保育事業（延長保育）	見込み量	人	122	122	117	113	113	
	確保方策	人	122	122	117	113	113	
(3)放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	見込み量	人	82	73	67	63	64	
	確保方策	人	82	73	67	63	64	
(4)子育て短期支援事業 （短期入所生活援助事業／夜間養護等事業）	見込み量	人日/年	32 / 6	32 / 6	31 / 6	29 / 6	29 / 6	
	確保方策	人日/年	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	0 / 0	
(5)乳児家庭全戸訪問事業	見込み量	人	72	70	70	70	70	
	確保方策	人	72	70	70	70	70	
(6)養育支援訪問事業	見込み量	人	（設定せず）	（設定せず）	（設定せず）	（設定せず）	（設定せず）	
	確保方策	人	（設定せず）	（設定せず）	（設定せず）	（設定せず）	（設定せず）	
(7)地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）	見込み量	人回/月	174	172	170	169	169	
	確保方策	箇所	2	2	2	2	2	
(8)一時預かり事業	見込み量	人日/年	484	479	473	468	468	
	確保方策	箇所	9	9	9	9	9	
(9)病児・病後児保育事業	見込み量	人日/年	215	211	202	195	192	
	確保方策	箇所	1	1	1	1	1	
(10)子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	就学前	見込み量	人日/年	128	128	123	119	118
		確保方策	箇所	0	0	0	0	0
	就学後	見込み量	人日/年	38	35	36	34	32
		確保方策	箇所	0	0	0	0	0
(11)妊婦健康診査	見込み量	人	70	70	70	70	72	
	確保方策	人	70	70	70	70	72	
(12)子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業		・ 隠岐の島町要保護児童対策地域協議会及び実務者会議を開催するとともに、研修受講等により調整機関職員の専門性の向上に努める						
(13)実費徴収に係る補足給付を行う事業		(実施予定なし)						
(14)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		(実施予定なし)						
(15)子育て世帯訪問支援事業	見込み量	人日/年	0	0	0	0	0	
	確保方策	人日/年	0	0	0	0	0	
(16)児童育成支援拠点事業	見込み量	人	0	0	0	0	0	
	確保方策	人	0	0	0	0	0	
(17)親子関係形成支援事業	見込み量	人	0	0	0	0	0	
	確保方策	人	0	0	0	0	0	
(18)妊婦等包括相談支援事業	見込み量	回/年	210	210	210	210	216	
	確保方策	回/年	210	210	210	210	216	
(19)乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	見込み量	人日	3	3	3	3	3	
	確保方策	人日	－	3	3	3	3	
(20)産後ケア事業	見込み量	人日/年	0	0	0	0	0	
	確保方策	箇所	1	1	1	1	1	

子ども・子育て支援の推進に向けて

子ども・子育て支援は、地域や社会の仕組み全体と大きく関わりを持っています。

隠岐の島町では「家庭」「地域」「事業所等」「行政及び保育、教育、子ども・子育て支援事業の実施主体」それぞれが自らの役割を果たすだけでなく、それぞれの役割を社会全体で認識できるよう周知に努め、必要に応じて各主体と連携・協働し、お互いの役割を補完し合うことで、子ども・子育て支援を着実に推進していきます。

家庭の役割

家庭は、子育て・教育の基本の場であり、子どもが生まれ育つ上で最も重要な役割を担っています。保護者は子育てについての第一義的な責任を有しているということを十分に認識し、子どもを含めた家族それぞれが、家庭生活における責任を分かち合い、分担・協力しながら家庭機能の充実に努めていく必要があります。

また、保護者は子どもを一人の人格をもった主体として尊重しながら、「子どもの最善の利益」を実現する観点をもって、子育てを行っていくことが求められます。

地域の役割

地域は、家庭を支える最も身近な場であり、保護者同士や地域の人々がお互いに助け合い、地域が一体となって子育て支援に努めていくことが求められます。

地域全体で子育てを支えることを通じて保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう、また、子どもが地域の人々との交流を通じて健全に成長できるよう、近隣同士のつながりをより一層深めるとともに、自治会をはじめとする地域の各種組織が連携し、積極的に子育て支援に関わっていくことが求められます。

事業所等の役割

事業所等は、子どもをもつ従業員が、男女を問わず仕事と子育てが両立できる環境づくりをより一層進めていくことが求められます。

そのためには、育児休業や子どもが病気の際の休暇がとりやすい環境づくり、育児休業後の短時間勤務制度の定着など、ワーク・ライフ・バランス(家庭と生活の調和)がとれる職場環境づくりを進めるとともに、働く全ての人が子育ての社会的意義を認識し、子育て中の従業員に対する理解や協力が進むような働きかけが求められます。

行政及び保育、教育、子ども・子育て支援事業の実施主体の役割

行政及び保育、教育、子ども・子育て支援事業の実施主体は、庁内関係部署及び関係機関、島根県等と連携しながら、申込状況や保護者の多様なライフスタイルに寄り添った保育・教育の場の提供、利用状況や利用対象者のニーズをふまえた子ども・子育て支援事業の展開、出産・子育てに関する情報提供や各種相談、子育て世帯に対する経済的支援など、子ども及びその保護者が必要とするサービスを提供できる体制を整備することが求められます。